

大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大島商船高等専門学校学則第39条及び第41条の規定に基づき、大島商船高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(単位の計算方法)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、各学期当初に「受講科目履修届」（別紙第1号様式）を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、定期試験及び追試験（以下「定期試験等」という。）とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一つに該当する者のうち、「追試験受験願」（別紙第2号様式）を所定の期日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ提出し、校長の許可を得た者に対し実施する。

- (1) 伝染病及び流行性疾患に罹患し受験できなかった者で、医師の診断書を添え欠席届を提出した場合
- (2) 忌引
- (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

第6条 授業科目の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平常の学習状況を総合して行うものとする。

2 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもってし、次の評点区分による。

優	80点以上
良	66点以上 80点未満
可	60点以上 66点未満
不可	60点未満

3 特別研究は、優、良、可及び不可をもって評価する。

4 授業科目の評価について疑義がある場合は、春学期又は前学期は9月末日まで、秋学期又は後学期は3月末日までに専攻科主任を経由して専攻科長へ申し出ることができ

る。

第7条 各授業科目とも欠課時数が1単位当り3時間（授業時数の5分の1）を超えるものに対しては、成績の評価は原則として「不可」とする。

（単位の認定）

第8条 第6条の規定に基づき、優、良及び可に評価された授業科目については、当該科目を修得したものと単位を認定する。ただし、「特別研究Ⅰ」が「不可」となった場合、再履修により当該科目を修得するまでは「特別研究Ⅱ」を履修することができない。

（再履修）

第9条 第6条第2項及び第3項の規定に基づき「不可」に評価された授業科目については、次年度において再履修することができる。

2 再履修する場合は、「再履修願」（別紙第3号様式）を所定の期日までに、専攻科主任を経由して専攻科長へ提出しなければならない。

（修了の要件）

第10条 専攻科の修了は、学則第39条に規定するもののほか、次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない

専攻	科目	必修科目			選択科目			合計
		一般科目	専門共通科目	専門専攻科目	一般科目	専門共通科目	専門専攻科目	
海洋交通システム学専攻		2単位	6単位	24単位	4単位以上	10単位以上	16単位以上	62単位以上
電子・情報システム工学専攻		2単位	6単位	24単位	4単位以上	10単位以上	16単位以上	62単位以上

（他の教育施設等で履修した単位認定）

第11条 大学及び他の高等専門学校等の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を受けた上で「大学等受講願」（別紙第4号様式）を添付して専攻科主任を経由し、専攻科長へ提出しなければならない。

2 前項で修得した単位は、一般科目及び専門科目の合計24単位を超えない範囲で専攻科の履修とみなし、その単位を認定することができる。ただし、一般科目の単位は4単位を上限とし、専門科目の単位は20単位を上限とする。

3 単位の認定は「修得単位認定願」（別紙第5号様式）を専攻科主任を経由して専攻科長に提出し、専攻科委員会に付すものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。